

商品名等 (電気用品名等)	紙折り機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能</p> <p>封筒に入れる書類を、封筒の大きさに折り畳む機械である。 封書を大量に作成する際等に使用する。</p> <p>構造、仕様、意匠</p> <p>電動機を使用する単機能の機械器具。 卓上形。</p> <p>主な使用者、販売先</p> <p>事務所等。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>非対象として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>用途的には事務機械器具に属するが、電気用品安全法上の電気用品に該当する機能を有していない。</p>	